

11月6日～12日 年金週間です

《いい老後》にちなみ、毎年11月6日から12日までを年金週間と定め、年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく認識し、年金制度への意識を高めることを目的としています。

この期間は「国民年金制度推進月間」の最終週にあたり、社会・地域での連帯意識が希薄になるのを防ぎ、国民年金の仕組み・役割を今一度考えてはいかがでしょうか。

公的年金制度の仕組み

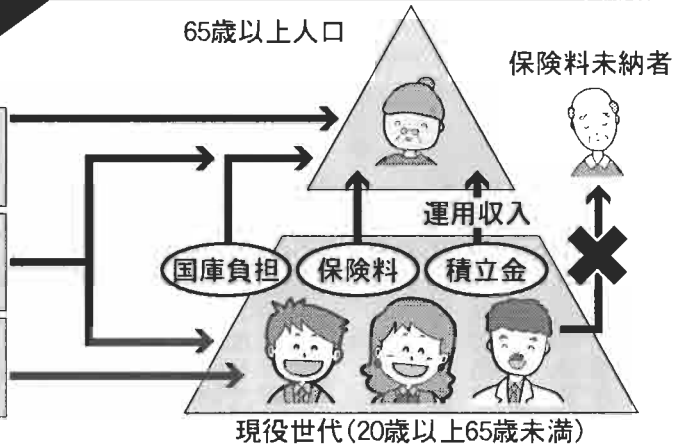
公的年金制度とは

「人生80年時代」といわれる今日、老後の期間は長くなり、第2の人生を有意義に過ごすためにも国民年金の果たす役割は重要となってきました。

国が責任を持って運営する
高齢者の
老後の収入保障

現役世代が高齢者の老後生活を支える
世代から世代への仕送り

現役時代全員の加入が必要な
国民皆年金



障害基礎年金

国民年金加入中にケガや病気で障害者になったとき、加入者本人に支給されます。

支給を受けるためには国民年金加入者が、次の二つの条件を満たしていることが必要です。

- ①障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日または症状が固定した日）に、法で定められた1級、または2級の障害の状態にあること
- ②初診日の前々月までの加入期間のうち、3分の2以上の保険料を納めていること（免除期間を含む）

※平成18年3月31日までに初診日があるときは、初診日前の1年間に保険料の滞納がなければ支給されます。

20歳前に1級、または2級の障害となった人は20歳から支給されます。（所得制限有）

年金額 1級障害 996,300円
2級障害 797,000円

18歳に達する日の属する年度末までの間にある子（障害者は20歳未満）がある場合は、次の額が加算されます。

子の数	加算額
1～2人目	各229,300円
3人目以降	各76,400円



遺族基礎年金

国民年金加入者や、加入したことのある人が亡くなったとき、その人の収入で生活していた子のある妻または子に支給されます。

支給を受けるためには亡くなった人が、次のいずれかの条件を満たしていることが必要です。

- ①老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること
- ②老齢基礎年金の支給を受けていること
- ③死亡日前の加入期間のうち、3分の2以上の保険料を納めていること（免除期間を含む）

※平成18年3月31日までに亡くなったときは、死亡日前の1年間に保険料の滞納がなければ支給されます。

年金額 797,000円（基本額）

18歳に達する日の属する年度末までの間にある子（障害者は20歳未満）の人数によって加算が付きま

す。
子のある妻が受ける場合

子の数	基本額	加算額	合計
1人	797,000円	229,300円	1,026,300円
2人	797,000円	458,600円	1,255,600円
3人以上	2人合計額に1人につき年額76,400円を加算		

子が受ける場合

子の数	基本額	加算額	合計
1人	797,000円	0円	797,000円
2人	797,000円	229,300円	1,026,300円
3人以上	2人合計額に1人につき年額76,400円を加算		

